

鳥取縣公報

訓 令

昭和十五年八月二十三日
第千五百五十九號

◆鳥取縣訓令甲第二十一號

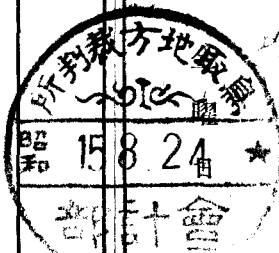
大正九年六月鳥取縣訓令第三十九號國庫支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規程中左ノ通改正シ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第三條中日當「一圓三十錢」ヲ「一圓五十錢」ニ宿泊料「二圓二十錢」ヲ「二圓九十錢」ニ改ム
別表第一號及第二號ヲ左ノ通改ム

警 知 警 學 經 總					
事 事 察 務 濟 務					
官 察 務 濟 務					
房 部 部 部					
署 主 長 長 長 長					



本書ノ大キサ國定規格A5判

鳥取縣公報 每週日發行

(休日ニ當ルキハ翌日)

昭和十五年八月廿三日 第千五百五十九號

昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可

一

別表一號

區別	勅任官		部長タル奏任官		奏官長課	
	内縣	外縣	内縣	外縣	内縣	外縣
車馬賃	一圓	一圓	七十五錢	七十五錢	七十錢	七十錢
日當	甲地方六圓八十錢 乙地方五圓九十五錢	甲地方六圓八十錢 乙地方五圓九十五錢	甲地方五圓十錢 乙地方四圓二十五錢	甲地方五圓十錢 乙地方四圓二十五錢	甲地方四圓二十五錢 乙地方三圓四十錢	甲地方四圓二十五錢 乙地方三圓四十錢
宿泊料	甲地方十圓二十錢 乙地方八圓五十錢	甲地方十圓二十錢 乙地方八圓五十錢	甲地方六圓八十錢 乙地方五圓九十五錢	甲地方六圓八十錢 乙地方五圓九十五錢	甲地方五圓九十五錢 乙地方五圓十錢	甲地方五圓九十五錢 乙地方五圓十錢
食草料	三圓十五錢	三圓十五錢	二圓二十五錢	二圓二十五錢	二圓二十五錢	二圓二十五錢
移轉料	百九十圓以內	百九十圓以內	百三十五圓以內	百三十五圓以內	六十圓以內	六十圓以內

判課	任官					
	課長及官房主事者			房主事者		
五級俸以上ノ	六等以下ノ者		五等以上ノ者		六等以下ノ者	
	内縣	外縣	内縣	外縣	内縣	外縣
	六十錢	七十五錢	六十錢	七十五錢	七十錢	七十五錢
	二圓三十錢	甲地方四圓二十五錢 乙地方三圓四十錢	二圓七十錢	甲地方五圓十錢 乙地方四圓二十五錢	二圓七十錢	甲地方四圓二十五錢 乙地方三圓四十錢
	四圓十五錢	甲地方五圓九十五錢 乙地方五圓十錢	四圓六十錢	甲地方六圓八十錢 乙地方五圓九十五錢	四圓六十五錢	甲地方五圓九十五錢 乙地方五圓十錢
		二圓二十五錢		二圓二十五錢		二圓二十五錢
	六十圓以內	百三十五圓以內	六十圓以內	百三十五圓以內	六十圓以內	百三十五圓以內

官 任						
課長及官房主事者			長官房主事者			
六級俸以下ノ者		五級俸以上ノ者		六級俸以下ノ者		者
內縣	外縣	內縣	外縣	內縣	外縣	內縣
五十錢	六十五錢	五十錢	六十五錢	五十錢	六十五錢	五十錢
一圓六十五錢	甲地方 二圓十錢 乙地方 一圓八十五錢	一圓八十五錢	甲地方 二圓五十五錢 乙地方 二圓十錢	一圓八十五錢	甲地方 二圓十錢 乙地方 一圓八十五錢	二圓
三圓十錢	甲地方 三圓八十錢 乙地方 三圓四十錢	三圓四十錢	甲地方 四圓六十五錢 乙地方 四圓二十五錢	三圓四十錢	甲地方 三圓八十錢 乙地方 三圓四十錢	四圓二十五錢
	一圓八十錢 九十圓以內		一圓八十錢 九十圓以內		一圓八十錢 九十圓以內	
四十圓以內		四十圓以內		四十圓以內		四十圓以內

別表第二號						
備人同上		雇員及之ニ準ズベキ者				
區 別		車馬賃		日 當		宿 泊 料
奏任官	判任官	五等以上ノ者	六等以下ノ者	五級俸以上ノ者	六級俸以下ノ者	
		五十錢	五十錢	四十錢	四十錢	
		一圓三十錢	甲地方 一圓七十五錢 乙地方 一圓五十五錢	一圓三十錢	一圓三十錢	
		二圓三十錢	甲地方 二圓九十五錢 乙地方 二圓六十五錢	二圓三十錢	二圓三十錢	
			七十錢 三十圓以內			
		二十圓以內		二十圓以內		

雇員及之ニ準ズベキ者	三十錢	八十錢	一圓七十五錢
備人及之ニ準ズベキ者	二十錢	六十五錢	一圓四十錢

鳥取縣訓令甲第二十二號

總務部部長
 學務部部長
 經濟部部長
 警察部部長
 知事官房主事
 各 麻 長

昭和七年七月鳥取縣訓令甲第十四號縣費支辨旅費規則中左ノ通改正シ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條ノ二 車馬賃、日當、宿泊料、食卓料ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第三條中「左ノ區別ニ依リ之ヲ計算ス」ヲ「左ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス」ニ改メ第一號及第四號中「奏任官待遇者」ノ上ニ「奏任官、」ヲ加フ

第三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ二 公用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ支給セズ

自動車車体検査、運轉手試験、路線調査ノ爲出願者又ハ營業者ヨリ提供シタル自動車ニ乗車シタル場合ハ車馬賃ヲ支給セズ

第四條 赴任ノ場合ニ於テハ別表第一號表ノ旅費ヲ支給シ別ニ別表第二號表ノ赴任手當、移轉料及左ノ家族移轉料ヲ支給ス

家族移轉料ハ縣内ノ場合ニ於テハ家族三人迄(三人以上ハ三人ニ止ム)ハ一人毎ニ本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃及日當ヲ支給シ縣外ノ場合ニ於テハ家族一人毎ニ舊任地又ハ本人居住地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料ノ全額及赴任手當ノ三分ノ二ニ該當スル金額トス但シ十二歳未満ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス
 家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スルモノニ付支給スル家族移轉料ハ前項規定ニ依ル給額ノ半額トス

赴任手當及移轉料ノ額ハ別表ノ範圍内ニ於テ知事之ヲ定ム

新ニ任用スル爲メ召喚セラレ又ハ地方滞在ヲ命免セラレタル場合ハ赴任ト看做シ前四項ノ規定ヲ適用ス

第四條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第四條ノ二 旅行中退官、退職、休職、廢職又ハ解職トナリタル者ニハ舊任地ニ至ル前官職相當ノ旅費ヲ支給ス

但刑事裁判又ハ懲戒處分ニ依リテ失職又ハ免官、免職セラレタル者ハ此ノ限リニ在ラズ
 旅行中死亡シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ準ジ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス
 前項遺族ト稱スルハ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戸籍内ニ在ル者ヲ

謂フ遺族ノ順位ハ前項ニ掲ゲタル順序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、
 男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ
 第四條ノ三 事務引繼及殘務調理ノ爲退官、退職者ニ旅行ヲ命ズルトキハ前官職相當ノ旅費ヲ支給ス

第十六條 農産物検査所出張所在勤農林技手、検査員補ニシテ検査用務ノ爲農産物検査所出張所又ハ入庫米検査認可倉庫所在地ニ出張スルトキハ別表第十二號表ノ鐵道賃、車馬賃ヲ支給シ用務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要スルトキハ別ニ日數ニ應ジ日額旅費ヲ加給ス

第十九條 試験船、監視船及漁船ニ乗組ミ出動シタルトキハ別表第十四號表ノ旅費ヲ支給ス

第二十條中「五日」ヲ「七日」ニ「二十日」ヲ「三十日」ニ改メ第三項トシテ「同一旅行ニシテ一定ノ地域外ニ往復ノ爲滞在又ハ巡回期間ヲ中斷スルトコトアルモ尙前後ノ日數ヲ通算ス」ヲ加フ

第二十二條中「同一經濟ヨリ俸給、手當等ノ支給ヲ受クルモノハ合シタルモノヲ以テ俸給額ト看做ス」ヲ削ル

第二十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十三條ノ二 旅費ハ時宜ニ依リ知事若ハ麻長(赴任手當及移轉料ヲ除ク)ニ於テ定額ヲ減ジ又ハ其ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

別表中第一號表、第十號表、第十一號表及第十四號表ヲ左ノ通改メ第十二號表中「穀物検査」ヲ「農産物検査」ニ日額欄中「壹圓四拾錢」ヲ「壹圓七拾錢」ニ「壹圓貳拾錢」ヲ「壹圓五拾錢」ニ第十五號表中「六日」ヲ「八日」ニ第十六號表中「二十一日」ヲ「三十一日」ニ改ム

謂フ遺族ノ順位ハ前項ニ掲ゲタル順序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、
 男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ
 第四條ノ三 事務引繼及殘務調理ノ爲退官、退職者ニ旅行ヲ命ズルトキハ前官職相當ノ旅費ヲ支給ス

第一號表

普通旅費

等 一		等 二		等 一		等 二	
奏任官及課長		官房主事		同待遇者		官房主事	
課長五等以上ノ者		官房主事六等以下ノ者		課長及五等以上ノ者		官房主事六等以下ノ者	
外縣		內縣		外縣		內縣	
七拾五錢	七拾五錢	七拾五錢	七拾五錢	七拾五錢	七拾五錢	七拾五錢	七拾五錢
甲地方 五圓 拾錢	乙地方 四圓 貳拾五錢	甲地方 參圓 六拾錢	乙地方 四圓 貳拾五錢	甲地方 五圓 拾錢	乙地方 四圓 貳拾五錢	甲地方 參圓 七拾錢	乙地方 四圓 貳拾五錢
甲地方 六圓 八拾錢	乙地方 五圓 九拾五錢	甲地方 五圓 九拾五錢	乙地方 四圓 六拾五錢	甲地方 六圓 八拾錢	乙地方 五圓 九拾五錢	甲地方 五圓 九拾五錢	乙地方 四圓 六拾五錢
貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢	貳圓 貳拾五錢

等五	等四		等三		等四		等三	
	員職ノ他ノ其及者遇待同官任判							
	課長 五級俸以上ノ者		官房 六級俸以下ノ者		主事 五級俸以上ノ者		主事 六級俸以下ノ者	
雇員及之ニ準ズル者	課長 五級俸以上ノ者	官房 六級俸以下ノ者	主事 五級俸以上ノ者	主事 六級俸以下ノ者	課長 五級俸以上ノ者	官房 六級俸以下ノ者	主事 五級俸以上ノ者	主事 六級俸以下ノ者
外縣	內縣	外縣	內縣	外縣	內縣	外縣	內縣	外縣
五拾錢	五拾錢	六拾五錢	五拾錢	六拾五錢	五拾錢	六拾五錢	五拾錢	六拾五錢
甲地方 貳圓五拾五錢	乙地方 貳圓拾錢	甲地方 貳圓拾錢	乙地方 壹圓八拾五錢	甲地方 貳圓五拾五錢	乙地方 貳圓拾錢	甲地方 貳圓拾錢	乙地方 壹圓八拾五錢	甲地方 貳圓五拾五錢
甲地方 四圓六拾五錢	乙地方 四圓貳拾五錢	甲地方 參圓八拾錢	乙地方 參圓四拾錢	甲地方 四圓六拾五錢	乙地方 四圓貳拾五錢	甲地方 參圓八拾錢	乙地方 參圓四拾錢	甲地方 四圓六拾五錢
壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢	壹圓八拾錢

第六等		第六等	
備人			
內縣	外縣	內縣	外縣
四拾錢	四拾錢	四拾錢	四拾錢
壹圓參拾錢	甲地方 壹圓貳拾五錢 乙地方 壹圓拾錢	壹圓參拾錢	甲地方 壹圓貳拾五錢 乙地方 壹圓拾錢
貳圓參拾錢	甲地方 貳圓五拾錢 乙地方 貳圓參拾五錢	貳圓參拾錢	甲地方 貳圓五拾錢 乙地方 貳圓參拾五錢
	七拾錢		七拾錢

第十號表

地方滞在蠶業技術員及蠶業取締支所在勤技術員旅費額

區別	日額
奉任官待遇者	貳圓
月俸八拾五圓以上ノ者	壹圓八拾五錢
同 八拾五圓未滿ノ者	壹圓七拾錢

第十一號表

一 林産物検査所支所在勤者旅費額

區 別	宿泊ヲ要スル 場合日額	宿泊ヲ要セザ ル場合日額	鐵道賃及軌 道賃	車馬賃 一里ニ付
支所長又ハ農林技手、農林主事補 ニシテ五級俸以上ノ者	參圓七拾五錢	壹圓四拾錢	二等實費	貳拾五錢
農林技手、農林主事補ニシテ五級 俸未滿ノ者	參圓參拾錢	壹圓貳拾錢	二等實費	貳拾五錢
雇	貳圓八拾錢	九拾錢	三等實費	貳拾錢

二 林産物検査員、囑託旅費額

駐在所區域内ヲ十 五日以上巡回スル トキ月額	駐在所區域外ヲ旅行スル トキ	
	宿泊ヲ要スル場合 同一地ノ滞在 七日以内ノ場 合日額	宿泊ヲ要セザル 場合日額
貳圓	貳圓八拾錢	壹圓
圓	貳圓四拾錢	壹圓
		三等實費
		三等實費
		車馬賃 一里ニ付
		貳拾錢

第十四號表

試験船、監視船及漁船乗組旅費額

等 級	日 額	
	縣 内	縣 外
一等 第一號表一等ニ該當スル者	貳圓五拾錢	參圓參拾錢
二等 同 二等 同	貳 圓	貳圓六拾錢
三等 同 三等 同	壹圓六拾錢	貳圓拾錢
四等 同 四等 同	壹圓四拾錢	壹圓九拾錢
五等 同 五等 同	壹圓貳拾錢	壹圓六拾錢
六等 同 六等 同	壹 圓	壹圓四拾錢

鳥取縣訓令甲第二十三號

總務部部長
 學務部部長
 經濟部部長
 警察部部長
 知事官房主事
 各廳長

有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例並縣費支辨旅費規則別表ニ定ムル甲地方及乙地方左ノ通指定シ
 昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- 一 道府縣廳、師團司令部、鎮守府、又ハ帝國大學所在ノ市町村
- 二 前號ノ外左ニ掲グル市町村

北海道 函館市	栃木縣上都賀郡日光町
同 小樽市	三重縣宇治山田市
同 室蘭市	愛知縣豊橋市
同 釧路市	静岡縣濱松市
同 常呂郡野付牛町	同 沼津市

京都府紀伊郡伏見町	山口縣下關市
大阪府堺市	福岡縣門司市
神奈川縣鎌倉郡鎌倉町	同 小倉市
同 三浦郡葉山村	同 八幡市
兵庫縣尼崎市	同 戶畑市
同 西宮市	同 若松市
群馬縣高崎市	同 大牟田市

- 三 前二號ニ定ムルモノノ外左ノ區域内ニ在ル町村
 神奈川縣足柄下郡、兵庫縣武庫郡
- 四 乙地方トハ前三號以外ノ地域トス
- 五 一日中甲地方及乙地方ニ互ル旅行ニ付テハ出發地、用務地又ハ到着地ガ甲地方ノ場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依リ其ノ他ノ場合ニ於テハ乙地方ノ定額トス
- 六 鐵道旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額、宿泊料ハ乙地方ノ定額ニ依リ水路旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額トス
- 七 赴任手當ハ甲地方ノ日當及宿泊料ノ定額ニ依リ之ヲ計算ス

條 例

◆鳥取縣條例第四號

昭和七年七月鳥取縣條例第十二號有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例中左ノ通改正シ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條ノ二 車馬賃、日當、宿泊料、食卓料ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第三條中「左ノ區別ニ依リ之ヲ計算ス」ヲ「左ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス」ニ改ム

第五條中 「一人毎ニ本人相當ノ鐵道賃、船賃」ノ次ニ「車馬賃」ヲ加ヘ「其ノ都度之ヲ定ム」ヲ

「知事之ヲ定ム」ニ改ム

第十二條中 「縣書記、河川調査員、漁港調査員ニシテ」及「第一號」「第四號」ヲ削リ「第二號」

ヲ「第一號」ニ「第三號」ヲ「第二號」トシ「前項第三號」ヲ「前二號」ニ改ム

第十二條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第十二條ノ二 農產物検査員ニシテ検査用務ノ爲農產物検査所出張所又ハ入庫米検査認可倉庫所在

地ニ出張スルトキハ別表第五號表ノ二ノ鐵道賃、車馬賃ヲ支給シ用務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要ス

ルトキハ別ニ日數ニ應ジ日額旅費ヲ加給ス

第十二條ノ三 試験船、監視船及漁船ニ乗組ミ出動シタルトキハ別表第五號表ノ三ノ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ六時間未滿ノ縣内乗船出動並ニ臨時傭入船員ニハ支給セズ

第十二條ノ四 地方滞在蠶業技術員及蠶業取締支所在勤ノ技術員ニシテ其ノ所轄區域内ヲ巡回スル

トキハ別表第五號表ノ四ノ日額旅費ヲ支給ス

第十三條中 「五日」ヲ「七日」ニ「二十日」ヲ「三十日」ニ改ム

第十四條 削 除

第十五條中 「知事」ノ次ニ「若ハ廳長（赴任手當及移轉料ヲ除ク）」ヲ加ヘ「第十五條」ヲ「第十

四條」ニ改メ以下順次繰上グ

別表中第一號表及第四號表ヲ左ノ通改メ第五號表中「縣書記」及五等ノ各欄ヲ削リ第五號表ノ

二及第五號表ノ三、第五號表ノ四トシテ左ノ通加ヘ第六號表中「六日」ヲ「八日」ニ第七號表

中「二十一日」ヲ「三十一日」ニ改ム

第一號 表

普 通 旅 費

等	級	車馬賃		日當一日ニ付	宿泊料一夜ニ付	食卓料一夜ニ付
		里ニ付	一			
一	等	年俸貳千四百圓以上ノ者	縣外七拾五錢	甲地方 五圓拾錢 乙地方 四圓貳拾五錢	甲地方 六圓八拾錢 乙地方 五圓九拾五錢	貳圓貳拾五錢
			縣內六拾錢	貳圓七拾錢		
二	等	同 貳千四百圓未滿ノ者	縣外七拾五錢	甲地方 四圓貳拾五錢 乙地方 參圓四拾錢	甲地方 五圓九拾五錢 乙地方 五圓拾錢	貳圓貳拾五錢
			縣內六拾錢	貳圓參拾錢		
三	等	月俸八拾五圓以上ノ者	縣外六拾五錢	甲地方 貳圓五拾五錢 乙地方 貳圓拾錢	甲地方 四圓六拾五錢 乙地方 四圓貳拾五錢	壹圓八拾錢
			縣內五拾錢	壹圓八拾五錢		

第四號表 一 林產物検査所支所在勤縣書記旅費額

四等	同 八拾五圓未滿ノ者	縣外六拾五錢		甲地方 貳圓拾錢 乙地方 壹圓八拾五錢	甲地方 參圓八拾錢 乙地方 參圓四拾錢	壹圓八拾錢
		縣內五拾錢	壹圓六拾五錢			

宿泊ヲ要スル場合	宿泊ヲ要セザル場合	鐵道賃及軌道賃	車馬賃一里ニ付
日額 參圓貳拾錢	日額 壹圓貳拾錢	貳等實費	貳拾五錢

二 林產物検査所支所又ハ駐在所在勤產業技手補旅費額

駐在所區域内ヲ十五日以上巡回スルトキ	駐在所區域外ヲ旅行スルトキ		鐵道賃及軌道賃	車馬賃一里ニ付
	宿泊ヲ要スル場合	同一地ノ滞在七日ヲ超ユル日數		
日額 貳圓	日額 貳圓五拾錢	日額 壹圓拾錢	三等實費	貳拾錢

三 林産物検査員旅費額

駐在所 区域内 ヲ 旅行 スル トキ	宿泊ヲ要スル場合 同一地ノ滞在七 日ヲ超ユル日數 ニ對シ	宿泊ヲ要セ ザル場合	鐵道賃及軌 道賃	車馬賃一 里ニ付	日額
	日額	日額	日額	日額	日額
駐在所區域外 ヲ 旅行 スル トキ	同一地ノ滞在七 日以内ノ場合	同一地ノ滞在七 日以内ノ場合	鐵道賃	車馬賃一 里ニ付	日額
日額	日額	日額	日額	日額	日額

第五號表ノ二 農産物検査所出張所在勤者旅費額

等	級	鐵道賃		車馬賃	
		里ニ付	日額	里ニ付	日額
一等	農産物検査ニ從事スル者ニシテ月俸八拾五圓以上ノ者	二等實費	四拾錢	壹圓七拾錢	
二等	同上	二等實費	四拾錢	壹圓五拾錢	

第五號表ノ三 試験船、監視船及漁船乗組旅費

等	級	縣内		縣外	
		日額	日額	日額	日額
一等	第一號表三等ニ該當スル者	壹圓六拾錢	貳圓拾錢		

二等 同 四等 同 壹圓四拾錢 壹圓九拾錢

第五號表ノ四 地方滞在蠶業技術員及蠶業取締支所在勤技術員旅費額

區	別	日	額
月俸八拾五圓以上ノ者			壹圓八拾五錢
同 八拾五圓未滿ノ者			壹圓七拾錢

告 示

鳥取縣告示第六百五十六號
昭和十五年十月二十一日ヨリ小學校教員幼稚園保母檢定試験ヲ左ノ通鳥取市東町鳥取縣會議事堂ニ於テ施行ス 志願者ハ市町村役場ヲ經由シ九月三十日迄ニ當廳ヘ到達スル様出願スベシ (他府縣在住者ハ直接當廳ヘ出願ノコト) 試験當日ハ午前七時三十分迄ニ試験場ニ出頭スベシ
昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

小學校本科正教員

月日	時	科目	備註
十月二十一日	自八時至九時	漢文	
十月二十二日	自九時至十時	文法	
十月二十三日	自十時至十一時	幾何	
十月二十四日	自十一時至十二時	音樂(筆答)	
十月二十五日	自十二時至一時	珠算	
十月二十六日	自一時至二時	物理	
十月二十七日	自二時至三時	化學	
十月二十八日	自三時至四時	音樂(實地)	
十月二十九日	自四時至五時	音樂(實地)	
十月三十日	自五時至六時	音樂(實地)	

月日	時	科目	備註
十月三十一日	自八時至九時	算術(筆答)	
十一月一日	自九時至十時	國語講讀	
十一月二日	自十時至十一時	圖畫	
十一月三日	自十一時至十二時	習字	
十一月四日	自十二時至一時	習字	
十一月五日	自一時至二時	國語	
十一月六日	自二時至三時	國語(講讀)	
十一月七日	自三時至四時	理科	
十一月八日	自四時至五時	理科	
十一月九日	自五時至六時	理科	

月日	時	科目	備註
十月二十一日	自八時至九時	修身	
十月二十二日	自九時至十時	圖畫	
十月二十三日	自十時至十一時	習字	
十月二十四日	自十一時至十二時	習字	
十月二十五日	自十二時至一時	國語	
十月二十六日	自一時至二時	國語(講讀)	
十月二十七日	自二時至三時	理科	
十月二十八日	自三時至四時	理科	
十月二十九日	自四時至五時	理科	
十月三十日	自五時至六時	理科	

小學校核准教員

月日	時	科目	備註
十月三十一日	自八時至九時	算術(筆答)	
十一月一日	自九時至十時	國語講讀	
十一月二日	自十時至十一時	圖畫	
十一月三日	自十一時至十二時	習字	
十一月四日	自十二時至一時	習字	
十一月五日	自一時至二時	國語	
十一月六日	自二時至三時	國語(講讀)	
十一月七日	自三時至四時	理科	
十一月八日	自四時至五時	理科	
十一月九日	自五時至六時	理科	

尋常小學校本科正教員

月日	時	科目	備註
十月三十一日	自八時至九時	修身	
十一月一日	自九時至十時	圖畫	
十一月二日	自十時至十一時	習字	
十一月三日	自十一時至十二時	習字	
十一月四日	自十二時至一時	國語	
十一月五日	自一時至二時	國語(講讀)	
十一月六日	自二時至三時	理科	
十一月七日	自三時至四時	理科	
十一月八日	自四時至五時	理科	
十一月九日	自五時至六時	理科	

尋常小學校 准教員

月日	時	自八時	九時	十時	十一時	十二時	二時	三時	四時	五時	六時	七時
十月二十四日	修身	國語(講讀)	習字	自在書	唱	歌						
同 二十五日	算術	教	育	作文	歷史							
同 二十六日	理科	地理	體操	(實地)								

小學校 專科正教員

月日	時	自八時	九時	十時	十一時	十二時	二時	三時	四時	五時	六時	七時
十月二十九日	教育大意	教授法	理	論								
同 三十日	實地											

幼稚園 保母

月日	時	自八時	九時	十時	十一時	十二時	二時	三時	四時	五時	六時	七時
十月二十一日	修身	圖畫	自在書	習字	國語(講讀)							
同 二十二日	教	育	作文	理科								

同 二十三日	算術	術體	操	音樂	保	育
同 二十四日	地理	理歷	史	音樂(實地)	體操	(實地)
同 二十五日	裁縫(筆答)	裁縫(實地)	手工(實地)			

鳥取縣告示第六百五十七號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年二月鳥取縣告示第五十六號ハ之ヲ廢止ス

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣穀粉組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ穀粉類ノ製造並販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	原料	卸賣價格	小賣價格
寒梅粉	糯米	十貫 二五、〇〇	百匁 〇、二七
餅粉	同	百匁詰 二一、〇〇	同一袋 〇、二三
白玉粉	同	同 二一、〇〇	同 〇、二三
乳粉	同上 白玄米	同 二〇、〇〇	同 〇、二三
米粉	屑米	同 一六、五〇	同 〇、一八
團子粉	糯白米	同 一八、〇〇	同 〇、二〇
豆粉	大豆	同 二〇、〇〇	同 〇、二五
麥煎粉	裸麥	同 一五、五〇	同 〇、一七
そば粉	蕎麥	同 一五、〇〇	同 〇、一七

(一) 本表價格ハ賣方ト同一市町村内ノ買方ニ對シテハ持込價格ニシテ其ノ他ノ場合ハ賣方店先渡價格トス

(二) 從來ノ商習慣ニ依ル荷造費用ハ賣主負擔トスルモ特ニ木箱詰等入念ノ荷造ヲ爲ス場合ノ費用ハ買主負擔トス

(三) 乳粉トハ篩目一寸ニ付百五十目以上ノ篩ニテ精製シタルモノナリ

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年八月二十三日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第六百五十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ嗜好飲料ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 齋 雄

食堂喫茶店其ノ他嗜好飲料ヲ自己ノ營業場ニ於テ食用ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格

一 アイスクリーム(ウエフアース付ヲ含ム)

容量	九〇cc以上	脂肪分八%以上ノモノ	一〇 錢
同	同	一二%同	一五 錢
同	六〇cc以上	八%以上ノモノ	七 錢
同	同	一二%同	一〇 錢

- (1) 店頭ニテ販賣スルカップ詰アイス最中詰モ右價格ニ依ル
 - (2) ドライアイスヲ使用セル携帶容器ニ付テハ容器一個ニ付五錢ヲ加算スルコトヲ得
 - (3) アイスクリーム加工品(クリームサンデー、クリームソーダ水、其ノ他)ハ中味一合ニ付二十錢以内トス
- 二 蜜豆類
- 容 量 八 勺 以 上
- 寒天、豆蜜ノ外バナ、ミカン、パイソ、其ノ他ノ果實ノ中二種以上使用ノモノ 一 五 錢
- 三 汁 粉 類
- (一) 餅二十五匁以上 餅(又ハ求肥)十匁以上使用ノモノ 一 五 錢
- (二) 餡二十五匁以上使用ノモノ
- 四 水 水 類
- 氷 水 一杯ニ付 六 錢
- 氷種物 (氷あすきヲ含ム)一杯ニ付 一 〇 錢
- 五 コーヒー及ココア(冷シコーヒー及ココアヲ含ム) 一杯(六勺以上) 一 五 錢
- 六 紅 茶 (冷シ紅茶ヲ含ム)一杯(六勺以上) 一 〇 錢
- 七 其ノ他ノ嗜好飲料 一合當 一 五 錢
- (イ) 本表規格ニ該當セザルモノノ價格ハ本表價格ノ半額以下トス但シ厘位未滿ハ切捨テトス

◆鳥取縣告示第六百五十九號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルラムネ及サイダーノ卸賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

種 別	單 位	卸 賣 價 格	備 考
(1) 二合壘詰品 (壘共)			
一 級	四 打	九、五五	
二 級	同	八、五五	
(2) 一合壘詰品 (壘共)			
一 級	四 打	六、八一	
二 級	同	五、八一	
ニ ラ ム ネ (中味)			
種 別	單 位	卸 賣 價 格	備 考
中 玉	九 勺	〇、〇六五	

小	玉	七勺五才	〇、〇五五
小供	ラムネ	三勺	〇、〇二三

(イ) サイダーノ一級トハ左記銘柄品ヲ謂ヒ 二級トハ其ノ他ノモノヲ謂フ

生産者名	銘柄	柄
大日本麥酒株式會社	リボンシトロン、金線サイダー、三矢サイダー、三矢レモン、ナボリン 三矢平野水	
麒麟酒株式會社	キリンレモン、キリンシトロン、キリンサイダー、キリンタンサン	
櫻麥酒株式會社	ミヨシノレモン、ミヨシノサイダー、ミヨシノタンサン	
株式會社大倉商店	ポルド、バリジャン、エビスサイダー、米サイダー、メリーサイダー	
パーム飲料株式會社	パーム、パームレモン、ロツキーサイダー、パームタンサン	
株式會社布引鑛泉所	ダイヤモンドレモン、ダイヤモンドオレンジ、ダイヤモンドシトロン ダイヤモンドサイダー、馬蹄印布引レモネード 馬蹄印布引ジンヂャエール、馬蹄印布引タンサン	
日本鑛泉株式會社	白鶴サイダー、ミカドサイダー、ナニハサイダー	

(ロ) (イ)ノ銘柄中ダイヤモンドレモンノ二合壺詰ニ限り四打ニ付一圓ヲ加算シ得ルモノトス 但シ昭和十五年十月三十一日以後ハ加算スルコトヲ得ズ

(ハ) 本表價格ハ賣方ト同一市町村内ノ買方ニ對シテハ持込價格ニシテ其ノ他ノ市町村内ノ買方ニ對シテハ賣方最寄驛渡又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス

◆鳥取縣告示第六百六十號
家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養セル生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫疽豫防注射ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ日時及場所ニ牽付注射ヲ受クベシ
昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

注射月日	注射場所	注射區域	牽付時刻
八月二十七日	鳥取市 美保村檢診場	鳥取市ノ内 美保村	自午前八時
八月二十八日	鳥取市 田ノ島河原	鳥取市ノ内 田島町 西品治町	自午前七時
同	同 濱坂新田	同 濱坂	自午前十一時
同	同 賀露河原	同 賀露	自午後一時
八月二十九日	岩美郡 倉田村待居	岩美郡 倉田村	自午前九時
八月三十日	氣高郡 美穗村檢診場	氣高郡 美穗村	自午前十一時
八月三十一日	同 大和村檢診場	同 大和村	同

◆鳥取縣告示第六百六十一號

米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑セリ

昭和十五年八月二十三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
八本 唯義	逢坂豊三郎	米子市福生區	米子市福生出張所	昭和十五年八月十九日

彙

報

第六十八號

事 變 特 報



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

目 次

民有林開發林產物 搬出施設補助規則の公布	(林務課)	三五頁
有限會社事業設備設置費の補助要綱	(商工課)	三六頁
奢侈贅澤品の使用抑制徹底方策	(時局課)	四〇頁
堆肥の作り方	(農産課)	四一頁
國債消化の勸奨について	(時局課)	四四頁
切乾甘藷の製造	(農産課)	四五頁
支那事變出征記念 自作農地創設維持事業に就て	(規畫課)	四七頁
第十七回支那事變國債の郵便局賣出	(時局課)	四九頁
滿蒙開拓青少年義勇軍本年度第三次募集	(社會課)	五一頁
大日本山林會第四十八回大會に就て	(林務課)	五一頁
二十世紀梨販賣代金天引貯蓄	(時局課)	五三頁
常會司會者協議會	(地方課)	五四頁
在滿の本縣勤勞奉仕隊より	(社會教育課)	五七頁
滿蒙開拓青少年義勇軍並 開拓民激勵袋募集	(社會課)	六〇頁

力 協 米 節 ・ 心 一 億 一



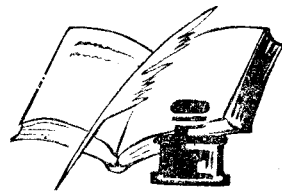
民有林開發林產物 搬出施設補助規則の公布

今回政府に於て木材並に木炭の需給の趨勢に鑑み、其の調整を圖る目的を以て、民有林を開發し増産に必要な林產物の搬出施設を爲す者に對し、從來の産業獎勵費に該當する豫算を擴充して昭和十五年から十五ヶ年計畫で總額六千六百二十九萬餘圓の獎勵金交付案を樹立し、國家の財政上差當り昭和十五年度から三ヶ年間、年額四百二十萬圓、初年度五百萬圓の繼續助成を實施することゝなつたので、其の取扱規則とし

て去る六月八日付農林省令第四十號を以て「民有林開發林產物搬出施設獎勵規則」が公布せられたことについては、本報第六十號(去る六月二十八日發行)によつてその内容を説明して置いたのであるが、これが本縣實施のために去る八月二十日鳥取縣令第五十九號を以て「民有林開發林產物搬出施設補助規程」が公布せられた。この施設に對する道府縣よりの申請書はその施行の前年度二月末日までに提出することになつてゐるので、本縣としてはこれを實施して補助金を受けやうとする者は申請書をその前年の一月三十一日限り知事宛に關係書類を添付して提出せねばならぬことになつてゐるが、特に本年分は來る八月三十日限り提出しなければならぬから、施設實施者に於て至急これが提出の運びをする必要がある。申請手續等については鳥取縣公報第千五百五十八號(八月二十日發行)所載「民有林開發林產物搬出施設補助規程」を參照し、必要に依つては縣林務課について問合せられたい。

有限會社事業設備

設置費の補助要綱



時局に伴ふ物資動員計畫が實施されてゐるのであるが、この物資動員計畫は前にも記した通り軍需の充實、生産力の擴充、大陸建設、輸出入貿易の振興及び生活必需品の最少限確保に重點を置かれてゐる關係上、その他の工業方面については勢ひ事業の削減又は休止を餘儀なくされるものも少くない。これがためこれ等の事業に従事して居る中小工業者中にはしせん休業又は失業に陥らねばならぬものもあるし、又以上の重要工業に従事するものであつても、資力や設備が貧弱なために經營が困難になつて休業に至るものもあるわけである。

このやうに物資動員計畫の實施により休業

のやむなきに到つた中小工業者の中で資力、設備共貧弱な工業者に依つて組織せられる有限會社が別記「有限會社事業設備實施要綱」によつて設備を設置しようとする場合には、之に對して補助を交付せられることになつた。その補助要綱を記すと次のやうである。

一 補助せらるべき有限會社の資格

この補助を交付せらるべき有限會社は次の各號に該當する資格を有してゐなければならぬ

(一) 中小工業者が各自の企業を合同して經營を合理化することに依り、集團的に其の事業を維持又は轉換する目的で組織するものでなければならぬ。

(二) 中小工業各自の從來使用してゐた手持設備で、會社の事業に必要なものを現物出資するものであること。但し金銭出資をする者があつてもよい。

(三) 社員となる中小工業者又は其の從來の従業員は、原則として當該會社の事業に従事し、其の技能を活用すること。

二 補助せらるべき設備の範圍

(一) 現物出資に依つて設置する設備(以下出資設備といふ)については、左の各號に該當する經費に限つて補助せられる。

- 1 機械器具類及び装置の改造費、移轉費(取毀費、運賃、据付等を謂ふ以下同じ)
- 2 建物(工場、検査場、倉庫等生産に直接必要なもの)の改造費、修繕費、移轉費、移築費
- 3 前號の建物の敷地及び生産に直接必要な附帯地の整地費

(二) 新に設置する設備(以下新設設備と謂ふ)については左の各號に該當する經費に限り補助せらる。

- 1 機械器具類及び装置の購入費(移轉費を含む)改造費、修繕費
- 2 建物(工場、検査場、倉庫等生産に直接必要なもの)の新築費、購入費(移轉費、移築費を含む)改造費、修繕費
- 3 前號の建物の敷地及び生産に直接必要な附

屬地の整地費

(三) 左の各號に該當するものは原則として補助しない。

- 1 機械器具類及び装置に付ては、バイト、鋸ドリル、ソーマー等の消耗品
- 2 建物に付ては、事務所、會議室、應接室、宿直室、食堂、門、塀等生産に直接必要でないもの
- 3 土地(購入費)
- 4 社員の手持設備であつて會社が譲り受くべきもの
- 5 補助金交付申請前に請負又は購入の契約を締結したもの

三 補助金交付條件の概要

(一) 補助を受けた設備の設置は昭和十六年三月末日迄に完了すること。

(二) 補助金は、補助を受けた設備に對する賣買契約、請負契約等の締結を了り、且つ所要經費査定總額の三分の一以上の支出を終了した時に之を交付する。

(三)補助を受けた設備の見積、注文、契約、代金支拂等に關する證憑書類を整備して置き、尙設置に關する收支を帳簿の上に明かならしめること。

(四)補助を受けた新設設備に付ては其の設置後直に保険に付すること。

(五)補助を受けた新設設備の設置に關する既定計畫を變更しようとするときは、豫め商工大臣の承認を受けること。

(六)補助を受けた新設設備は、其の設置後五年間は商工大臣の承認を受けなければ、其の運用を停止したり目的以外に使用したり、又は護渡抵當權の設定、設置場所の變更、改造其の他の處分をすることは出来ない。

(七)事業の運営狀況は定期に商工大臣に報告すること。

(八)取締役及び支配人の選任又は解任があつた時は商工大臣に届出ること。

(九)補助を受けた設備について重大な事故が発生したときは、遅滞なく商工大臣に報告すること。

(十)左の各號の一に該當するときは補助金交付の指令を取消し、又は交付した補助金の全部若の一部の返還を命ぜらるることがある。

1 商工大臣の命令又は處分に従はないとき

2 不正の行爲又は怠慢があつたとき

3 補助を受けた設備の設置に關する既定計畫を變更した結果査定額が減少したとき

4 補助を受けた設備の設置に要した費用が査定額に達しないとき

5 補助を受けた新設設備を處分したとき

6 事業の運営が適當でないを認められたとき

7 會社が解散したとき

有限會社の事業設備に對する設置費補助の要綱は右の如くであるが、これに要する申請書の提出期限は本年の九月二十日迄に縣を經由して商工省に到着するやう提出するのであつて、その補助額は所要經費査定額の二分の一以内である。なほ補助金交付申請書の様式や其の他については縣商工課について問合せられたい。

△有限會社事業設備實施要綱

一、會社の設備は中小工業者各自が從來使用する手持設備中會社の事業に必要なものを現物出資することに依り之を設置し、尙足らざる設備あるときは補足的に之を新設すること

二、新設設備は高級精密なる機械器具類及裝置たることを要し且つ其の新設に依り既設備を有効適切に活用し又は製品の品質向上、規格統一若は新規受註を促進するが如きものに限り單に從來の製品の増産を目的とするが如きものは嚴に之を避くること。

三、會社が加入し又は加入せんとする工業組合に於て設置する共同設備あるときは之と重複する新設設備の設置は特別の理由なき限り之を避くること。

四、左の各號に該當する新設設備の設置は成るべく之を避くること。

1 重油爐、重油發動機、ガソリン發動機、ガソリン自動車等消費統制を實施せらるる物資を消費する設備

2 銑鐵鑄物製造設備、紡織及染色設備等消費統制に因り生ずる遊休設備あるものと同種の設備

3 新に輸入を要する設備

五、定款中に社員は自己の計算に依り會社の營業と同種の營業を繼續し又は開始することを得ざる旨及之に關する具体的取締方法に付規定を設け會社に對する社員の競業は嚴に之を避けしむること。

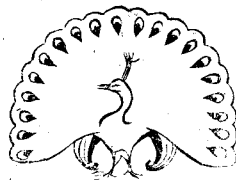
六、社員及其の從來の従業員は原則として會社の經營、作業等に從事し各其の技能を活用し業績の發揚に努むること。

七、會社が従業員を雇傭する必要がある場合に於て社員又は其の從來の作業員中希望者あるときは之を優先採用すること。

八、補助金交付申請書提出前設置せんとする機械器具類、及裝置並に受註せんとする製品等に付豫め發註者と充分なる連絡を執り設備の運用上支障を來さざる様留意すること。

九、設備運用上特別の技術を要するものあると

きは當該技術者の採用に付豫め適當の措置を講じ置くこと。
十、機械器具類及裝置を購入する場合は成るべく既製品を選び新規の製造注文は之を差控ふる様考慮すること。



奢侈贅澤品の

使用抑制徹底方策

國民生活を全面的に刷新し、戦時新生活様式の確立をなさうとする贅澤全廢運動は、去る七月七日事變記念日の奢侈品禁令の公布と共に強力に展開されたのであるが、國民精神總動員本部ではその根本的運動方策について鋭意研究の結果、取敢へず奢侈贅澤品の使用並びに豪華なる服装・服飾の抑制廢止に運動を集中し、引續き

これを擴大強化することゝなつて、その實施方策として精動實踐網及び教育機關を動員し、特に上流家庭群、殷賑産業地帯、花柳界等については一層徹底を期し、其の他劇場・映画館・クラブ・大料理店・百貨店等に視察員を派遣し、且つ新聞雜誌による宣傳を初め種々の街頭運動によつてその趣旨の徹底を圖ることゝなつてゐるが本縣でもこれについて縣下に對する次の如き徹底方策を決定し、市町村長、各小青年學校、中等學校長、各種團體長、各官公署、會社、銀行工場長、各警察署長、常會指導員等に對し協力方を通牒した。なほ女子青年團、各種婦人會、女子中等學校同窓會等の關係者に於ては、各團體による實踐申合せによつて實行方を特に配慮することになつてゐる。

一、強調事項

- 1 不急用品の購入は絶対に見合せ、力めて貯蓄を勵行すること。
- (所謂七、七禁止令に據る禁制品は此の際購入見合せは勿論、力めて使用を避けること。)

2 服装の簡易合理化を圖り、華美なる裝身具は時局不認識の徽章たるに過ぎざるを以て遠慮すること。

(例、指輪、ネクタイピン等禁制品の遠慮、男女扮飾、裝身の戦時化。)

3 社交儀禮を刷新し事變化簡素奉公生活の樹立を實現すること。

(例、虚禮贈答の廢止、冠婚葬祭の改善、宴會饗應の節減等。)

二、實施方策

1 一般縣民は自肅自戒購入使用抑制を圖るは固より、特に上層富裕者、殷賑産業關係者、享樂機關關係者は留意すること。

2 各種常會實行申合せ
戦時下生活刷新に關し、強調事項に省み申合せ實現を期すること。

3 教育關係機關の協力
兒童、生徒、母姉會、同窓會を通じ奢侈贅澤の全廢を圖ること。
裁縫、手藝等に於ては禁制品を原材料とする

製作をなさざること。

4 各種團體の協力

婦人團體、教化團體、産業團體等に於ては奢侈贅澤全廢戦時生活推進の申合せ實踐を期すること。



堆肥の作り方

肥料の配給が充分に行はれにくい現在として堆肥の製造使用に一般農家が一層元氣を出すといふことは非常に大切なことであります。次に一般向の簡單で理想的な堆肥の作り方を記しませう。

△厩肥の取扱ひ

はじめに一寸注意しておきますが、家畜の尿や糞を蓆草にすひこませると、尿の中の大切な窒素が空中に逃ることがありますから、尿は成

るべく糞や藁草を別にして置かねばなりません。そしてこれを溜める場所は日光や風を受けず、雨にもあたらぬやうなところがよく、何時もきちんと蓋をすることを忘れてはなりません。

尿とわけた糞や藁草はこれを腐らせて堆肥にします。尿とわけた藁草は、内部へ空気が通るやうに積みかさね、熱の出るやうにするのです。よく尿をすひこまさないで腐らないといふので折角別にした尿をまたかける人もあるが、そんなでもない間違ひで、糞さへよくまざつてゐて、水が適當にかゝつてゐれば、充分腐るのです。

△堆肥のつくり方

◎材料 堆肥の良いことはわかつてゐるが材料がないといふ人があるが、堆肥をつくるには何も糞でなくてもよいので、屑藁、籾殻、雜草、塵芥など何でもよいのです。だからちよつと心掛けて居れば何處でも手に入るし、それを少しづつでも集めて置けばすぐ相當の量になるでせう。そしてこれを雨にさらさないやうに小舎の中に置くか、簡単な覆ひをして置くかしない

ればなりません。

◎準備 さて材料が集つたら堆肥小舎か堆肥盤があればなによりですけれども、野積みにする場合にはいろ／＼の注意がいります。

まづよく湿つてゐるときはそのままよいのですが、かわいた藁などの時には積む二三日前に束にしたまゝ逆さに立て、よく縄で結び合せてその上から、藁百貫に對して六七斗の水をまきます。

こゝで注意することは糞が含んでゐる大切な肥料成分の加里が、よく水に溶けて流れてしまふことです。長い雨にあはせたり、ゆつくり／＼水をかけたりすることの弊をまねきますから、さつと水をかけることです。同じことで池や川にひたして水を吸はせることも絶対にいけません。

さてよく水を吸はせた糞は押切で三つ切か四つ切にきります。この切り口から吸ふ水も増し積むにも切り返すにも施用するにも便利ですから、面倒でも必ず切ることです。

◎積み込み方

いよいよ積み込みですが、まづ丸太棒を並べ、その上へ水をかけながら積むのです。木の框などを留意して、その中へ積むやにすると便利です。水のかけ方にはいろ／＼工夫もあるでせうが、ちよつと握つてみて指の間からしづくの出る程度が最適です。

前にも述べたやうに加里成分は水に溶けて流れやすく、積みこむ時に下の方へ汁がもれますが、この中に多くの加里がふくまれてゐるので、すから、この汁はひところへ溜るやうにして置いて、また上からかけるのです。

また野天に積むときには、雨などがしみこまないやうにしないで、加里が流れ去ることがあります。従つて真ん中を高く積みねばなりません。初め中高にして置いて、だん／＼中央が凹むものですから、何時も注意して中央を高くするやうに積み換へることを忘れてはなりません。

また積み重ねた上へは、適當なものでよく覆ひをすることが肝腎です。

△よく腐熟させる法

以上のやうにして適當な水分と通風を與へれば大概な材料はしせんに腐るものですが、腐りにくいものを短い間に腐らせて、よい堆肥にしたいときには少し窒素をまぜると成功します。御存じのやうに物が腐るのは微生物が作用するからで、この微生物をよけいにするためには窒素が必要なのです。

ところが堆肥材料のなかには窒素の少ないものがあります。しせん微生物が殖えないから腐りがわるい。その場合に窒素を加へればよい道理でせう。

藁などであつたら百貫にたいして硫安か石灰窒素を二貫匁ぐらゐればよいのです。石灰窒素は五六倍のかわいた土にませて一様にまきます。硫安のときは初め石灰を五貫匁ぐらゐる水にいて、一度假積して二週間もたつたころ、それをくづして硫安を水にとかすかそのまゝか、どちらでもよいからまいて本積にします。

硫安や石灰窒素のかはりに、人糞尿を八十貫

ぐらゐか、紫雲英、青刈大豆などをませても効果があります。堆肥はかうして置くこと、春四月下旬なら約六―七週間、八月頃なら九―十週間で成熟します。

最後に堆肥は肥料の大切な三つの要素、つまり窒素、磷酸、加里を全部含んで、實によい肥料ですが、これだけで他のものは何も使ふ必要はないかといふと、さうではありません。やはり窒素などは不足しますから、硫酸、石灰窒素、大豆粕、人糞尿あるひは綠肥などをいれなければなりません。また磷酸の不足のときは過磷酸石灰などを用ひます。たゞ加里は相當に堆肥によつて補はれます。



國債消化の

勸奨について

貯蓄こそは家産造成の上から云つても、個人としても最も大切なことであると共に、目下の時局完遂上國家への最大の銃後奉公の一つであります。それは貯蓄することによつて戦費を負擔すると共に、現下の經濟政策に協力して物價の昂騰を抑へ、諸種の重要政策の遂行を容易ならしめ、且つ國民生活の安定を確保する唯一の方策であるからであります。

そして貯蓄の方法としてはいろいろの方法があるのですが、いま次々に發行せられてゐる事變國債や報國債券を購入することは、最も有意義であつて又割増金を樂しむ趣味ある方

法といはねばなりません。

特に軍需や輸出産業及び生産力擴充等に對する般産業方面に従事する人達に於ては、近時其收入益々増加の傾向にあり、又農山村や漁村の方面に於ても物價の上昇に伴つて公債消化に協力し得る力も彌々増加しつゝある譯でありますから、格別の努力を切に希望してやみません。

八月二十二日から九月二日までを以て第十七回支那事變國債の郵便局賣出しも行はれますが本年は輝かしき紀元二千六百年の記念として、本年中發行にかゝる國債證券には記念マークを刷込んでありますので、この佳き年を記念して國債を購入することはまことに意義深いことでもあります。

なほ近來國債の民衆化に伴つて、一部證券業者の中には國債所有者の無知に乗じて、不當な安値を以て國債を買ひ集めてゐる者も漸次増加するやに聞き及びますが、郵便局で賣出した國債については、郵便集配事務を取扱ふ郵便局で何時でも買ひ上げることになつて居るのであり

ますから、これらのことについてもその周知徹底方を配慮せられて、この弊を防ぐことに努力せられるやう一層の協力を希望する次第であります。



切乾甘藷の製造

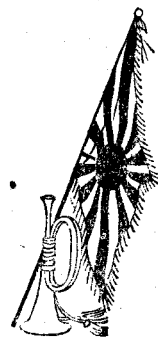
時局によるアルコール供給不足に伴つて甘藷の酒精原料としての用途が激増し、本縣でもその増産を極力奨励してゐるのであるが、從來の食料用甘藷は收量の外に味、形、肉質、肉色等が立派でなければならぬのに比べて、酒精用としてはこれ等の條件は問題でなく、たゞ收穫が多くて酒精の源たる澱粉を多く含んでゐることを條件とする。又收量は多くとも澱粉量が少ないものは酒精甘藷として適種と考へられてゐなかつたのであるが、實際には乾燥に當つて重

量の大部分である水分は發散してしまつて、後に残る成分は殆んど澱粉であるから、これ等の種類も酒精原料甘藷として適當と云ふことが出来るし、その他小さくとも形がどのやうであらうとも切乾とすれば皆同様に原料となるのであるから、どんな種類でもどんな部分でも酒精原料として使用することが出来るのである。

切乾製造にあつては、甘藷を掘り取つてから一般に一たん貯藏して後切斷してゐるが、最近黒斑病といふ悪性の病害が各地にはびこつて、この貯藏した甘藷に非常な損害を與へてゐる。一般農家ではこの病菌のついたものを損害なく貯藏することは困難であつて、従つて收穫後は切乾しを成るべく早く行つた方がよいのである。この早期作業は諸の損害を少くするばかりでなく、病害の蔓延をも防ぐことになるのである。切り方については、温く乾き易い地方ではテープ切りとし、乾燥しにくい地方では輪切りにして薄く切つた方がよい。乾燥程度は折つてボ

キンと音のする位に乾かすのである。切斷作業の當日はもちろん、なほ二、三日は晴天の續く日を選ぶべきであつて、水分が四〇% (生藷の約五割に乾燥したとき) 以上の切乾藷が雨の日にあふと、表面に黴が生えてその後乾燥が充分出来にくくなるから天候の見通しのつかない時は切乾量を少くして損害を多く受けないやうにしなければならぬ。尙切乾の乾燥には火力によるものもあるが、生藷をすぐ火力で乾燥するには餘程通風の装置がよくなければ困難であつて、少し乾いて水分が四〇%以下になつたものであると普通の乾物の乾燥室でも充分乾燥することが出来るものであるから其所をよく考へる必要がある。

x x x



支那事變出征記念自作農地創設維持事業に就て

支那事變勃發以來既に三周年、有史以來未曾有の聖戰に参加せる忠勇なる我が將兵は、凡ゆる艱苦と戦ひ各地に轉戦大いに戦果を收めつゝある。此の忠勇なる將兵に對して我々銃後國民は萬腔の感謝と敬意を表さなければならぬのである。

其の間幾多忠勇なる將兵の中には名譽の戦死傷者が多數あるのであるが、其の遺家族の方達が將來生活の安定を期し、子孫末代までも此の名譽を永久に記念することは遺族として眞に緊要なことである。特に將兵の輝かしい武勳に對

し長くも 陛下から御下賜せられたる賜金については、之を最も有意義に使用しなければならぬことは云ふまでもないことで、折角の恩賜金を徒費することは祖國のために殉せられた尊い英靈に對して申譯ないことである。

此所に於て政府では從來から行つてゐる自作農創設維持事業の外に、一族中の出征勇士の名譽を永久に記念するため、御下賜金を基礎として新たに自作農地を買入れたい者、又は以前に自作農地を買つたがために出来た高い利息の借金の支拂に困つてゐるやうな者に對して低利資金を貸付け、遺家族の方達が將來安心して生活してゆけるやうにすると共に、銃後の護りを益々固くしやうとする施設を一昨昭和十三年から開設せられたのである。此處に此の事業の大意を記して見ることにする。

先づ本施設の対象となる農家、即ち資本金借受者の資格はどうかと云ふと、農業者にして支

那事變又は支那事變のために滿洲での軍事行動に關し戰鬪其の他の公務に従つて亡くなつた者の遺族、或は傷を受け若くは病氣に罹つた者又は其の家族であるが戦死や戦病痍のために現在自作地を一時耕すことが出来なくても、將來之を自作地として經營出来る見込が確實である者も、有資格者として取扱はれることになつてゐる。

併し耕地を所有してゐない者、又は所有してゐても一世帯に付て見て現在所有せる耕地と之から購入しようとする耕地を併せて、見積價格六千圓を超へない農家維持資金によつて借替へんとするものは所有耕地の見積價格六千圓以内のもの、或は購入しやうとする土地の小作人であること、又は他人が小作してゐても其の小作人が土地の明渡しに立派に同意せるもの、其の他償還確實なる者、納税成績の良好なる者、簡易生命保険に加入してゐる者等でない資金を借受けることは出来ない。

利息のみであり、其の翌年度から二十四年賦を以て拂ひ込むことになつてゐるから、貸出金一千圓に付て年々元金と利子を併せて六十圓三十三錢宛を支拂つて行けば土地は完全に自分のものになるのである。

本資金は政府から府縣に、府縣から更に市町村に貸付け、それを更に個人に轉貸されるのである。尙ほ本施設に依つて例へば農地を買受け又は維持する土地に付ては所得權移轉登録税三十圓、抵當權設定登録税五圓五十錢、不動産取得税(縣稅及び市町村稅共)二十圓(程度)計五十五圓五十錢を免除せられることになつてゐる。

資金借受の手續きは一般自作農資金借受の場合と大差ないが、右該當者は詳細に付いて市町村役場、市町村農地委員會又は軍事援護相談所に問合せて資金融通の方途を講じ、十二月末日までに之が資金の借受申込をせられたい。尙ほ該當者を持つ地主、債權者側も特に本事

次に土地は如何なる土地かと云ふと、田畑又は自家用宅地となつてゐる。そして購入しようとする農地の價格には一定の限度があつて、余り高價で買入れると借入金返済するのに困難するので、之が買入價格に對しては一定の制限が付けられてゐるのである。

此の施設では、御下賜金及び自分の持つてゐる資金を以て自作農地を購入、又は維持する場合に其の不足分を市町村等から貸付るものであつて、其の貸付限度は田畑にあつては四千圓、宅地にあつては五百圓であるが、本資金に依つて購入した土地は市町村に第一抵當權を設置し三十年間は賣買又は第二抵當權其の他自作の障礙となる權利の設定は出来ないし、若し已むを得ず自作をやめる等で右の禁止を破る場合は、市町村長と知事の承認認可を要することになつてゐる。

此の政府資金の貸付條件を述べると、借入利息は年三分二厘であつて借受年度は元利据置で

業の劃期的な趣旨を能く理解して積極的に協力して欲しいものである。



第十七回支那事變

國債の郵便局賣出

◎利札附國庫債券

賣出値段

二十五圓券	二十四圓五十錢
五十圓券	四十九圓
百圓券	九十八圓
五百圓券	四百九十圓
千圓券	九百八十圓
利率 年	三分五厘
利率 年	三分六厘八毛

利拂期日 六月一日、十二月一日の二回
償還期限 昭和三十三年十二月一日
元利金支拂場所 全國郵便局(無集配局を除く) 日本銀行本店支店及び代理店

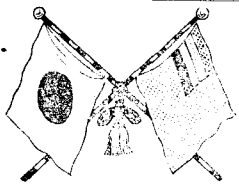
◎割引國庫債券
賣出値段
十圓券 七圓
二十圓券 十四圓
償還期日 昭和二十五年十月九日
償還金支拂場所 全國郵便局(無集配局を除く) 日本銀行本店支店及び代理店

(此の割引國庫債券には税金不用)
右二種類の支那事變國債が、八月二十二日から九月二日までの間に於て賣出されます。
この國債は支那事變の費用を支拂ふために發行するものでありまして、國債を買入れていただいたお金は全部戦線に送る彈丸となり、新兵器となり、糧食となるのであります。そして利

廻は税金(分類所得税)を引いても三分五厘以上になりますから、郵便貯金や定期預金よりずっと澤山利息がつくわけでありまして、貯蓄としても大變有利です。
此の國債を郵便貯金の通帳と一しよに郵便局へ持つて行けば無料で安全に預りますし、預つた國債の利子はすぐに郵便貯金に組入れますから、いち／＼利子を受取りに行く手數も省けるわけです。又日本銀行の本店支店又は代理店では登録國債の制度に依つて無料で安全に預ります。

尙本年中は紀元二千六百年の記念マークの入つた國債を賣出しますから、この意義深い年の記念としても是非お求めを希望します。

× × × ×



滿蒙開拓青少年義勇軍

本年度第三次募集

本縣に於ける滿蒙開拓青少年義勇軍は本年より年一回郷土中隊編成を以て送出す事になつてゐるのであるが、本年度郷土中隊送過後に於て義勇軍志望者が相當あるので、縣では義勇軍送出の重要性に鑑みて次の通り更に第三次募集(應募資格は本報第十五號参照)を行ふことになつた。

- 一 尙ほ明春郷土中隊の編成まで待機し得る者は今回成るべく應募を延し、明春に至れば年齢超過(數へ年二十歳となる者)等特殊事情のある者だけが此の際應募するやうにせられたい。
- 二 募集締切期日 八月三十一日
- 三 身体検査並銓衡 九月五日午前十時三十分

三場 所 鳥取縣廳社會課
四 内原入所期日 九月十三日(十二日鳥取出發)

備考

受験に要する往復汽車賃は當日縣から支拂はれるから印鑑を携行せられたい。

× × ×



大日本山林會

第四十八回大會に就て

大日本山林會は我國山林業會に於ける民間團體の内設立も古く、且其の活動も業界の中樞をなして林業界各方面の進展に貢獻して來て居ります。

殊に毎年一回行はれます其の大會には畏くも

總裁の宮殿下の御台臨を得、全國山林關係の主なる官民が一堂に會して林業各般の振興を叫び、併せて主催地方の林業状態を視察して居るのでありますが、最近はたゞに林業界に止まらず我國産業界の一大行事となつて貢獻を爲して居ります。

恰も紀元二千六百年に相當する本年の大會は三重縣の神都宇治山田市に於て十月十九日(土曜日) 梨木總裁宮殿下御臨場の下に開催せられ引續き色々の行事や視察旅行が行はれる事となつて居ります。

佳き年佳き地に於て開催せらるゝ此の大會に參會し、非常時局下林産業資源の開發増進に資することは又意義深いものがあると思へるのであります。

本縣山林會に於ても參會希望者を取纏め、且參會者の便宜を計ることゝなつて居りますから左記熟覽の上本月末迄に本縣山林會へ御申込を希望します。

尙參會資格者は大日本山林會員に限られて居

りますから、非會員の方は同時に申込をせられたい。本縣山林會よりは世話係として係員を派遣する豫定です。參會者に對しては更に委細通知致します。

一 大會日程

十月十九日(土曜日)

午前 内宮神樂殿前集合 大々神樂奏奠
大會々場 神都公會堂集合 大會

午後 林業講演會

時局林政研究會

十月二十日(日曜日) 記念植樹

總裁宮殿下御植樹 一般參會者植樹

二 視察旅行 第一班

十月二十日(日曜日)

午後 二見浦風致保安林

鳥羽町附近魚附保安林海女實漁視察解散

第二班

十月二十日(日曜日)

午後 瀧原地方の美林を視察し尾鷲町着泊

十月二十一日(月曜日)

午前 尾鷲驛前集合 尾鷲林業貯木場製

材所視察の午後四時解散

三 會費

參會金 金壹圓

視察旅行費 第一班 金貳拾五錢

第二班 金五圓五拾錢

× × ×

二十世紀梨販賣

代金天引貯蓄



本縣に於ける本年度の貯蓄目標額は四千萬圓であつて、鳥取縣では目下凡ゆる方面に亘り之が奨励方策實施細目、天引貯蓄方策等を樹立して目標額の達成に推進してゐるのであるが、本縣名産の廿世紀梨も漸く收穫期に這入つたので

更に次のやうな廿世紀梨販賣代金の天引貯蓄要項を決定して關係業者に之を嚴守せしめることゝなつた。

一 出荷箱數見込

四十萬箱(二百十萬貫)

二 貯蓄率

一箱に付き三十錢程度

三 實行團體

鳥取縣果物同業組合、小組合

四 貯蓄方法

廿世紀梨(其の他の梨を含む)は前記組合に於て統制販賣せられつゝあるので、出荷販賣の際小組合に於て一箱に付き三十錢程度を天引し、各人別の貯蓄として預け入れること。但し通帳は小組合長の保管とし、毎月末現在に於ける天引貯蓄率、貯蓄額等を翌月五日迄に果物同業組合長に報告し、月末に於ける各人別の貯蓄額は之をそれ〳〵本人に通知すること。五 各小組合の貯蓄に付いては果物同業組合長が監督に當ること。

六 果物同業組合長は翌月十五日までに貯蓄狀況を縣に報告すること。

× × ×



常會司會者
協議會

本縣に於ける市町村常會は既に今春全縣下に亘つて全部結成せられ、其の下にある部落常會

或は町内常會等は擧げて國民精神總動員、物資統制下にある今日之が運営に立派な成績を擧げつゝある。

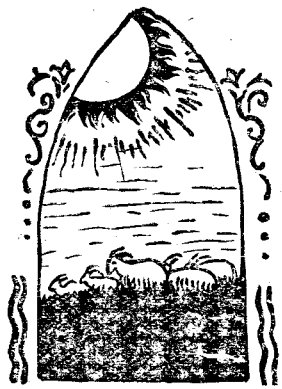
併し中にはまた常會其のものゝ意義が充分徹底しない憾みのある處もあり、時局下常會の重要性に鑑みて之が強化を圖ることは最も緊要のことであつて、常會の強化と永續性を強化することは一に懸つて其の組織と運営の如何にあるため、縣では從來市町村常會に係員を派して指導に當らしめてゐたのであるが、今回更に次の要綱に依つて部落常會、町内常會の司會者を招いて直接運営上に關する協議懇談を行ひ、益々強化されて行く國民體制に順應せしめることとなつた

月日	時間	集 合 區 域	集 合 場 所
八 二五	自 午前九時 至 午後四時	福部、大岩、網代、田後、浦富、東、本庄、小田、岩井、蒲生	岩美郡本庄村 本庄小學校講堂
同 二四	同	會田、米里、津ノ井、面影、宇倍野、成器、大茅、七ヶ村	同 面影村 同

班	同 二五	同 二六	同 二八	同 二九	同 三〇	同 三一	同 三二	八 二三	同 二四
賀茂、國中、船照、大伊、隼、上私都、中私都、下私都	八頭郡賀茂村 同	大御門、安部、八東、丹比、若櫻、池田	同 丹比村 同	大、用瀬、佐治、社、智頭、山郷	同 智頭町 同	河原、八上、西郷、散岐、國英	同 河原町 同	神戶、大和、美穂、大正、東郷、明治、豊實、松保、千代水、湖山、大郷、吉岡、末恒	同 氣高郡大正村 同
寶木、酒津、瑞穂、鹿野、勝谷、逢坂、小鷺河、正條、青谷、日置、日置谷、中郷、十三ヶ町村	同 正條村 同	津、宇野、橋津、東郷外一、舍人、花見、淺津、長瀬、日下、上北條、中北條、下北條、十二ヶ村	同 東伯郡長瀬村 同	泊、宇野、橋津、東郷外一、舍人、花見、淺津、長瀬、日下、上北條、中北條、下北條、十二ヶ村	同 長瀬村 同	西郷、旭、竹田、三朝、三德、小鹿	同 三朝村 同	會吉、小嶋、上小嶋、矢送、南谷、山守、北谷、高城、社、九ヶ村	同 會吉町 同

出席者		村落及町内常會司會者	
九	一	同	同
同	三〇	同	同
同	二九	同	同
同	二八	同	同
同	二七	同	同
同	二六	同	同
同	二五	同	同

班	出席者	村落及町内常會司會者
九	同	同
同	三〇	同
同	二九	同
同	二八	同
同	二七	同
同	二六	同
同	二五	同



在滿の本縣勤勞奉仕隊より

六月二日出發した第一回滿洲建設勤勞奉仕隊開拓團班の勤勞狀況に付ては既に本報第六十三號に記したのであつたが、更に過日、三ヶ月間に亘る汗の奉仕作業も殆ど終了し、本月の廿四には漸く氣候にも風土にもそして勤勞にも慣れかけた北滿の地を離れて愈々懐しの故國へ戻ることになつた旨、其の後の隊員の健康状態、作業概況等と加へて岸本隊長から次のやうな詳報があつたので、左に之を摘録掲載することゝする。

時日の經つことの早きことに驚いてゐます。

(ロ) 部落及町内ノ各種團體長ニシテ特ニ町村長ノ推薦ニ係ル者

二 會議日程

振鈴着席 (午前九時)

- (一) 修禮
- (二) 開會ノ辭
- (三) 宮城遙拜
- (四) 默禱
- (五) 開會挨拶
- (六) 協議
- (七) 閉會ノ辭
- (八) 修禮
- (九) 修禮

三 注意

- (イ) 時間ハ嚴守ノコト
- (ロ) 晝食ハ携帶ニ及バザルコト

顧みて何をやつて来たかと疑ふ位呆氣なく日を過した感がないではありませんが、左様な來し方残り少い今後を或は顧み、或は思ひ、それに私一個の感想等取混ぜて近況報告したいと思ひます。

第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。

第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。第一は最も案せられた氣候風土の問題であります。

よし日中陽があつても度々申上げました如く

爽涼の風は内地で味ふことの出來ぬ涼味を與へ空氣の乾燥は汗を散らしめ、内地の暑熱と汗に苦しむ人達が偲ばれて却つて當地より暑中見舞を出す位です。ですからどんな作業中でも暑熱に苦しめられることはなく、隊員はシャツ一枚でやるか裸でやるかしてゐますが、作業終了後汗等拭いたこともない有様です。

滿洲の夏は「豊かな稔の季節」と云はれてゐますが、刈取前の麥が一面黄になり、薯畑が白く花咲き、甘藍が大きな玉なして居る様は丁度内地の六月に當り、螢さへ飛出して居る有様等一寸も北滿に居るやうな氣は致しません。之で八月に入つても溫度がさう急昇する筈はなく、恐らく内地で心配されることなど氣候の點ではなく、寧ろ殘暑に歸國することをより多く心配して居る有様です。

第二は之も案せられた隊員の健康の問題ですが、只今の所では一名の患者すらなく、全員奉仕生活にいそしんで居る有様何卒御安心願ひます。此の上は唯歸國までの健康が問題では非全

員を飯國せしめたいと一層の注意を怠つてゐません。

第三は今日までの作業状況ですが、今日までの概況を申し上げます。

- 大豆 畑(十五町歩) 除草二回
- 野 菜 畑(一町歩) 除草二回 移植
- 道路 工事 二百五十米
- 用水路開鑿 二百米
- 開 墾 (一町歩)
- 付 (三十六町歩)
- 自動車運搬作業(約二十日)

等が主なるものですが、斯う書き上げて見ると四十名近い隊員の作業として少いやうに見えるますが、大陸の慣れぬ風土に於て、而も經驗のない仕事を、加ふるに相當な体力でなければ到底耐え得れぬことのみを、よくやつて来たことづくしく思はずに居れません。

併し左様なことは後日の問題としても、昨今に於ける隊員は非常な自覺の下に孜々として、作業にいそしみ、殊に飯國までの作業日數極め

て少き状態より何とかして記念すべきこと印象深からしめることを仕上げんものと奉仕魂に燃へてゐますので、必ずや御期待に副ふ勤勞と、三ヶ月の訓練に依る鍊成の結果を土産に飯國出來得るものと信じてゐます。

今後残された最大の作業は七米巾の麥道一籽を作ることにありますが、容易ならぬ作業でも日數少く、加ふるに各種の事情より作業人員を割かれ、果して出来るか否か懸念して居る次第です。斯く作業に追はれてゐますので、折角滿洲に來た土産に各地の見學視察を考へぬではありませんが、今日までの所漸く鶴岡鑛山の見學だけやりました。

同鑛山は埋藏量五十億萬噸、鑛脈は遠く三江各地口領に跨る廣大なるもので撫順以上と云はれ、年百萬噸の採掘が露天掘でなされやうとしてゐます。此の鑛山に關しては軍に關する點が多いので申上げ兼ねますが、何れにしても大炭坑なので是非見たいと云ふ隊員の希望もあり先日見學せしめました。

移民の狀況に付ては直接現地にあるので、視察等の必要はないやうに考へられますが、此の建設途上では満足出來ず、二、三日割いて是非彌榮村の見學視察を致させたいと計畫を進めて居り、今一つは滿洲農業の一般狀況を知るため佳木斯農事試驗場をも視察させる都合です。

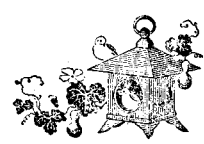
ハルビン、新京、奉天等相當希望があります。が到底餘裕なく、何れも五、六時間の豫定です。から一瞥程度のもので、此の點隊員に對し氣の毒に思つてゐます。唯大連二泊のため大連、旅順がゆつくり見物出來るのが唯一の楽しみなのです。

飯國に付ては

八月二十四日	鶴立	七、四五發
同	佳木斯	一二、一五着 一泊
同	二十五日	同 九、〇〇發
同	二十六日	ハルビン 八、四五着 二〇、四〇發
同	二十七日	新京 一〇、四九着 一六、三〇發

同	二十八日	奉天	二〇、一〇着
同	同	大連	一〇、四〇着 二泊
同	三十日	同	一一、〇〇發
			サントス丸
九月一日	下關	午後五、五〇	上陸
同	二日	鳥取	午前一一、一五發車
			午後一二、五〇歸着

の通知がありました。が、此の惠まれた健康、旺盛な奉仕精神で殘餘をひたむきに邁進する覺悟何卒御安心の程お願ひして擱筆致します。



**滿蒙開拓青少年義勇軍
並開拓民激勵袋募集**

本縣出身の滿蒙開拓青少年義勇軍は八百餘名、滿洲農業開拓民は二百餘名に達してゐて目下北

滿の地で大陸の開拓、東亞新秩序の建設に挺身黙々として活躍して居るのであるが、縣では之等郷土の拓士を慰問激勵するため次の通り激勵袋及び激勵文を募集することになった。

從來本縣での皇軍將兵は固より之等拓士への激勵(又は慰問袋)及び激勵(又は慰問)文は、本報に既に記した通り他縣に較べて甚だ少いと云はれてゐるので、今回の募集は各市町村にそれト、數量が割當られてゐるのであるが、此の外一般からも本月末日までに縣社會課拓務係宛とし、送付せられるやう希望する次第である。

一 袋の大きさ 日本手拭横に三つ折程度

二 價 格 郵送料及び袋代を含めて一圓程度

三 内 容

- 1 教養に資し得る雜誌
- 2 繪画、繪ハガキ(郷土の風景、或は偉人の傳記等)
- 3 寫生帳、クレヨン、鉛筆等
- 4 郷土工藝品(竹細工、木彫、置物等)

- 5 日用品(タオル、越中褌、其の他)
- 6 菓子類(氷砂糖等)にして變質の恐れあるものは入れないこと)
- 7 小學兒童の成績品(圖画、習字、綴方等)
- 四 袋の表書 袋の眞中に「激勵袋」として其の左横に應募者名を記入すること
- 五 激勵文

- 1 激勵文は袋の中に入れず別に送付すること
- 2 封筒には次の通り各々記入すること
(鳥取縣出身義勇隊の皆様)
(鳥取縣出身開拓民の皆様)
- 3 各種團休員及び小學兒童は勿論一般の人
もどし、應募せられたい。

× × ×

八月二十一日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百三十號掲載内容

- 一 表紙 稻の花
- 一 海軍機相次ぐ重慶空襲―重慶側グラフ誌に載るわが空襲の成果
- 一 舟山列島とは―杭州灣口に沿つて樞要な地位を占める舟山列島はかつては海賊の巢であつたが、今はわが海軍の手でかくも住みよい島となつてゐる
- 一 稻の花(科學教室)―御存じですか 稻の花を紀元二千六百年奉祝式典式場起工式
- 一 海のますらを沫をあげて―第十一回明治神宮國民體育大會が始まる―今年からは海國日本にちなんで海の競技が新に加へられ、八月九日から大會の幕は華々しく切つて落された
- 一 新ヨーロッパの表情―敗戦後のパリ、ブラッセル―此程訪伊親善使節團を率ゐて歸朝した佐藤大使の眼に映じたたいつばらない兩首都の表情はどんなだつたか
- 一 海外通信―得意のドイツ魚燥を極めるイギリス ○松風號の不時着
- 一 讀物ページ
 - 情報宣傳の新體制―内閣情報部の擴充をめぐつて
 - 伸びゆく民族 殖へよ人口 ○新版東亞風土記―四川雲南、貴州の巻
 - 貴い汗の科學 ○文部省推薦映画紹介―小島の春、木石 ○海外小話 ○寫眞週報問答

週報第二〇一號掲載内容

- 一 新らしい經濟體制 商工大臣 小林 一三
- 一 國防國家建設の必要 (陸軍省情報部)
- 一 海鷲と重慶 (海軍省海軍專署及部)
- 一 肥料統制について(下) (農 林 省)
- 一 ソ聯のバルト三國併合 (外務省情報部)
- 一 蔬菜と果實の配給統制 (農 林 省)
- 一 新支那讀本(八) (内閣情報部編)
- 一 北支の特殊事情

昭和十五年八月廿三日印刷
昭和十五年八月廿三日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海支所
鳥取縣鳥取市東町